

つくばエキスポセンターホームページバナー広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、つくばエキスポセンターホームページ(以下「センターホームページ」という。))に掲載する広告の募集及び掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 センターホームページとは、公益財団法人つくば科学万博記念財団(以下「財団」という。)が管理・運営するウェブサイトをいう。

センターホームページに掲載する広告はバナー広告とする。

バナー広告とは、文字または画像で表示された情報で、広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)が指定するHPに移動することができる広告画像(以下「広告」という。)をいう。

(バナー広告掲載の募集)

第3条 バナー広告掲載の募集は、センターホームページへの掲載、そのほか財団の広報媒体の利用により行うものとする。

(バナー広告の申し込み)

第4条 バナー広告掲載希望者は、広告掲載を希望する1ヵ月前までにセンターホームページ上にある申し込みフォームより申し込みをしなければならない。

(掲載期間・規格及び掲載料)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、毎月1日から月末までの1ヵ月単位とし、最長12ヵ月とする。掲載を継続/更新する場合は、センターホームページ上にある申し込みフォームより広告掲載を希望する1ヵ月前までに再度申し込みをしなければならない。

バナー広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

掲載場所	つくばエキスポセンターホームページ トップページ下部(SNSアイコン下) ※位置の指定は不可。
サイズ	縦 50pixel×横 145pixel
掲載料(1ヵ月)	5,000円(税込)
備考	データ形式: GIF・JPEG ※バナーデータは上記サイズに合わせて、 広告主からの入稿。

(バナー広告掲載基準)

第6条 掲載するバナー広告は、広告主のPR向上のために寄与するものであり、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する内容のもの
- (4) 公職選挙の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人の氏名広告にあたるもの
- (7) 財団が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (8) センターホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターホームページの広告として適当でないと財団が判断するもの

(バナー広告掲載の決定)

第7条 財団は、前条の規定する基準に適合するかどうかを審査し、バナー広告掲載の可否を決定する。財団は、広告掲載を決定した場合、掲載決定通知書を広告主に通知し、掲載料を請求するものとする。

(バナー広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、バナー広告掲載料を財団の指定する期日までに一括前納しなければならない。

(バナー広告原稿の作成及び提出)

第9条 バナー広告のバナー作成は、広告主が自己の負担により作成するものとし、財団が指定する期日までに電子データにて提出しなければならない。財団は、提出のあったバナー広告原稿およびリンク先が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿またはリンク先の変更を求めるものとする。

(バナー広告の掲載)

第10条 財団は、バナー広告掲載料が納付され、かつバナー広告原稿及びリンク先を確認し適当であると認めたときは、広告枠に広告を掲載するものとする。

バナー広告の位置は、財団が決定し、掲載希望者の数が応募数を超えたときは、申し込み順とする。

(バナー広告掲載の取消し及び取下げ)

第 11 条 財団は、広告主が指定する期日までにバナー広告原稿を提出しないとき、および
広告主がバナー広告掲載の取り下げを申請した場合は、掲載を取り消し、バナー広
告の削除または一時中止することができる。

(バナー広告掲載料の還付)

第 12 条 納付済みの広告掲載料は返還しない。

ただし、広告主の責めに帰さない理由により、月次途中に掲載を取り下げた場合、
翌月から掲載期限までの広告掲載料は返還することとする。

(バナー広告の停止等)

第 13 条 次の各号のいずれかの理由により、センターホームページの運営やバナー広告掲
載を一時停止した場合でも、バナー広告掲載料は返還しないものとする。

- (1) 広告主がこの取扱要領に違反した場合
- (2) 通信回線の事故、通信事業者の不履行
- (3) インターネット通信回線の不具合
- (4) サーバー等のシステム上の不具合又は緊急メンテナンスの発生
- (5) 停電
- (6) 天災その他の不可抗力
- (7) その他財団の責めに帰すことのできない事由

(反社会的勢力の排除)

第 14 条 財団は広告主が次の各号に該当すると判断した場合、直ちに、無条件で本契約を
解除することができるものとする。

- (1) 広告主、広告主の特別利害関係者（役員（役員持株会を含む）、その配偶者及び二
親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社並びに関
係会社及びその役員をいう。以下同じ）、広告主の重要な使用人、主要な株主若し
くは取引先等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企
業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれら
に準じるものをいう。以下同じ）であること、若しくは過去にそうであったことが
判明したとき、または広告主、その特別利害関係者、その重要な使用人、主要な株
主若しくは取引先等と反社会的勢力との関与が明らかになったとき。
- (2) 自らまたは第三者を利用して、以下の行為を行った場合。
 - ア. 違法な又は相当性を欠く不当な要求
 - イ. 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - ウ. 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為

エ. 被害者団体など属性の偽装による要求行為

オ. その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為

(3) 財団は、広告内容の完全性、適法性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わないものとする。

(協議)

第 15 条 この取扱要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 16 条 この取扱要領に定めるもののほか、バナー広告掲載について必要な事項は財団が別に定めるものとする。

附則

この要領は 2023 年 4 月 1 日から施行する。